

○さいたま市桜区の投票区及びその区域

投票区	投票区域
第 1 投票区	大字白楯 198 番地から 231 番地まで、大字白楯 232 番地 1、232 番地 10、233 番地 1、233 番地 5、233 番地 6 及び 234 番地 1、大字白楯 234 番地 4 から 234 番地 10 まで、大字白楯 235 番地 1、大字白楯 235 番地 5 から 235 番地 7 まで、大字白楯 235 番地 19 から 235 番地 22 まで、大字白楯 236 番地 1 及び 236 番地 4、大字白楯 237 番地から 243 番地まで並びに大字白楯 261 番地から 1197 番地まで
第 2 投票区	大字神田 1200 番地から末番地まで、大字白楯 1198 番地から末番地まで、大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本及び大字昭和
第 3 投票区	大字神田 1 番地から 157 番地まで、大字神田 159 番地から 260 番地まで、大字神田 495 番地から 790 番地まで、大字白楯 1 番地から 197 番地まで、大字白楯 232 番地 2 から 232 番地 9 まで、大字白楯 234 番地 13 から 234 番地 22 まで、大字白楯 235 番地 2、大字白楯 235 番地 10 から 235 番地 18 まで、大字白楯 236 番地 2 及び 236 番地 6 並びに大字白楯 244 番地から 260 番地まで
第 4 投票区	栄和 4 丁目、大字上大久保 337 番地から 559 番地まで及び大字上大久保 712 番地 2 から 939 番地まで
第 5 投票区	大字上大久保 1 番地から 336 番地まで、大字上大久保 560 番地から 712 番地 1 まで、大字上大久保 940 番地から 1006 番地まで、大字大久保領家 540 番地から 578 番地まで及び大字神田 158 番地
第 6 投票区	大字大久保領家 1 番地から 539 番地まで、大字大久保領家 579 番地から 699 番地まで及び大字神田 261 番地から 494 番地まで
第 7 投票区	大字上大久保 1007 番地から末番地まで、大字下大久保 196 番地から末番地まで、大字大久保領家 700 番地から末番地まで及び大字神田 791 番地から 1199 番地まで
第 8 投票区	道場 2 丁目、町谷 2 丁目、栄和 5 丁目、栄和 6 丁目及び大字下大久保 1 番地から 195 番地まで
第 9 投票区	中島 4 丁目、栄和 1 丁目、栄和 2 丁目及び栄和 3 丁目
第 10 投票区	西堀 10 丁目、中島 1 丁目、中島 2 丁目、中島 3 丁目、山久保 1 丁目及び山久保 2 丁目

第 11 投票区	西堀 9 丁目、町谷 1 丁目及び南元宿 2 丁目
第 12 投票区	西堀 1 丁目、西堀 2 丁目、西堀 5 丁目、西堀 6 丁目、西堀 7 丁目、西堀 8 丁目及び南元宿 1 丁目
第 13 投票区	大字西堀、大字関、大字田島、大字新開、大字道場、道場 1 丁目、道場 3 丁目、道場 4 丁目、道場 5 丁目、大字町谷、町谷 3 丁目、町谷 4 丁目、大字南元宿、大字中島、大字栄和及び大字山久保
第 14 投票区	田島 9 丁目、新開 1 丁目、新開 2 丁目、新開 3 丁目、新開 4 丁目、桜田 1 丁目、桜田 2 丁目及び桜田 3 丁目
第 15 投票区	西堀 3 丁目、西堀 4 丁目及び田島 4 丁目
第 16 投票区	田島 1 丁目、田島 2 丁目、田島 3 丁目及び田島 5 丁目
第 17 投票区	田島 6 丁目
第 18 投票区	田島 7 丁目、田島 8 丁目及び田島 10 丁目